# ◆業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和3年度第2四半期

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番
1	鶴見工場建替事業に係る事業者選定支援 業務委託	建設コンサルタント	中日本建設コンサルタント(株)	45,100,000	今和14年 / 日 1 4日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 5
2	令和3年度 大阪広域環境施設組合庁内 情報ネットワークシステム更新作業業務委託	情報処理	(株)オプテージ	52,250,000	<b>会和13年8日16日</b>	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4

#### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

鶴見工場建替事業に係る事業者選定支援業務委託

#### 2 契約の相手方

中日本建設コンサルタント株式会社大阪事務所

## 3 随意契約理由

令和2年3月に改定した大阪広域環境施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」において「ごみ焼却工場の整備・配置計画」では、現在更新工事中の住之江工場の次に、鶴見工場を処理能力620~/日で全面建替えを行う計画としている。

契約事務手続きについては、環境省から「廃棄物処理施設建設工事等の契約・入札の手引き(平成18年7月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」(以下、「手引き」という。)が示されており、これに基づいて公共工事総合評価落札方式を導入するとともに、施設の設計と建設工事(解体・撤去を含む)を同一の民間事業者に発注する計画である。

鶴見工場建替事業に係る事業者選定支援業務委託(以下、「本業務」という。)は、廃棄物処理施設建替えに係る専門的な知見に基づく要求水準書等の作成や適切な契約事務手続きを行う必要があることから、これらの事業実施において求められる幅広い専門知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことができる能力を有する者の支援を受け、契約手続き等を円滑に行うことを目的に実施するものである。

本業務の契約事務手続きについて、手引き「第8章 廃棄物処理施設建設工事に係る建設コンサルタント等の発注・選定に係る留意事項」の中で、「廃棄物処理施設建設工事のような公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保や総合コストの縮減を図る上で重要な役割を果たし、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。」として、公募型のプロポーザル方式による廃棄物処理施設建設工事に係る建設コンサルタントの選定を推奨しており、業務の性質上、技術的に高度で、専門性が要求されることから、最も優れた提案を行った事業者を採用する公募型プロポーザル方式を採用することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、評価点が高く、 契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、中日本建設コンサルタン ト株式会社大阪事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結 する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合施設部建設企画課 (電話番号 06-6630-3403)

#### 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステム更新作業業務委託

# 2 契約の相手方株式会社オプテージ

# 3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムは、施設組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、E-メールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ(株式会社ケイ・オプティコム 当時)により平成26年度に構築され、同事業者と平成27年4月1日から令和4年3月31日までのサービス利用業務委託契約の締結を行っている。

ファイルサーバのサーバ機器については平成30年度に、各拠点に設置しているネットワーク機器やライセンス等については令和2年度に、耐用年数を迎えたものから再構築およびバージョンアップ作業を行なった。今回の業務委託は、残り一部のサーバ機器が耐用年数を迎えるため更新作業を行なうものである。また、令和3年度中に本組合で使用しているすべての庁内情報端末(Windows8.1)を最新のオペレーティングシステムであるWindows10搭載の端末に入れ替える予定であるが、現在Windows8.1用に構築されている庁内情報ネットワークシステムについても、Windows10仕様に変更しなければセキュリティレベルの低下を起こすことになるため、端末の入替に合わせてその設定を更新する必要がある。

同事業者は、本システムの全容を把握している唯一の事業者であり、継続してシステム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同事業者の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課 (電話番号 06-6630-3185)